

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2024年7月12日

【四半期会計期間】 第26期第1四半期(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)

【会社名】 株式会社買取王国

【英訳名】 KAITORI OKOKU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 長谷川 和夫

【本店の所在の場所】 名古屋市港区川西通五丁目12番地

【電話番号】 052-304-7851 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 陳 美華

【最寄りの連絡場所】 名古屋市港区川西通五丁目12番地

【電話番号】 052-304-7851 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 陳 美華

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第1四半期累計期間	第26期 第1四半期累計期間	第25期
会計期間	自 2023年3月1日 至 2023年5月31日	自 2024年3月1日 至 2024年5月31日	自 2023年3月1日 至 2024年2月29日
売上高 (千円)	1,588,272	1,706,866	6,739,406
経常利益 (千円)	144,525	137,674	523,928
四半期(当期)純利益 (千円)	92,424	109,229	360,396
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	37,865	49,004	49,004
発行済株式総数 (株)	3,622,600	3,640,100	3,640,100
純資産額 (千円)	2,461,049	2,824,205	2,751,299
総資産額 (千円)	3,882,304	4,750,824	4,446,870
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	25.54	30.07	99.36
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)			10
自己資本比率 (%)	63.4	59.4	61.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益は、重要性の乏しい非連結子会社のみのため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社は、「夢ある商品とサービスを通して、喜びと心の満足を創りだしていきます。」という経営理念のもと、世の中に溢れかえって、不要だと思われるものの価値を再生する価値再生感動追求業です。「REUSE IS GOOD ~リユースを日常に~」というコーポレートメッセージを発信し、SDGsへの取組みに力を入れ、持続可能な環境・社会づくりに邁進する過程で、買取王国、マイシユサガール、工具買取王国、おたから買取王国及びその他業態を運営しております。

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、コロナ禍を乗り越え、企業のかつてない高水準の賃上げや投資意欲など、社会経済には前向きな動きがみられました。一方で、為替市場での円安・ドル高及び物価高騰による実質賃金の低下などで、個人消費が力強さに欠けており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続くと予想されます。

リユース小売業におきましては、社会的SDGsへの関心度の高まりや、物価高騰による生活防衛行動などにより、フォローの風が吹いておりますが、人件費上昇、人手不足などで厳しい環境が続いております。

このような外部環境に対応するために、当社はさまざまな取組みを進めてまいりました。

商品政策においては、店頭買取・法人仕入・海外買付・宅配買取など多様な調達ルートを強化し、全体の商品調達力を高める取組みをしております。

国内での三次流通を可能にしたマイシュウサガール業態及び提携業者を活かして、資源の有効活用を実現できたため、本格的に「とことん買取」を推進しております。「お値段がつかないお品物も、お引き取りいたします。もちろん、価値のあるお品物はしっかりお値段をおつけいたします。買取王国は手ぶらで帰れるリユースショップです。」という「とことんカイトリ宣言」をしております。

店舗政策においては、店舗開発部門が、業態ごとの出店方針等を勘案しながら、精力的に開発活動を展開してまいりました。

総合リユースショップ買取王国業態に関して、2024年3月1日に、買取王国岐南店（岐阜県岐南町）のオープンに続き、2024年4月19日に、買取王国松原店（大阪府松原市）をグランドオープンいたしました。計画通りに、上半期で2店舗の出店が完了しております。

工具買取王国業態に関して、2024年3月16日に、工具買取王国大津店（滋賀県大津市）、2024年6月1日に、工具買取王国高岡店（富山県高岡市）をグランドオープンいたしました。また、2024年8月2日に工具買取王国鳴海店（名古屋市長区）のオープンを予定しております。直営5店舗の出店計画を順調に進めております。

その他に、「とことん買取」に合わせて2024年6月21日に、マイシュウサガール業態のマイシュウサガール春日井店（愛知県春日井市）をグランドオープンいたしました。

業務効率化においては、顧客満足度の向上及び全社の業務効率化を同時に満たせる新しいPOSシステムの開発を進めていると同時に、効率化できる仕組みづくりを推進しております。先般オープンしたマイシュウサガール春日井店では、今まで現場でやっていた仕分け・値付け作業を物流倉庫で行い、店頭作業の単純化を通して、生産性を高める実験を始めております。

売上高については、売場の充実により主要商材のファッション・ホビー・工具とも順調に伸ばし、相場の影響で大きく落ち込んだトレカの売上をカバーし、前年同期を上回りました。売上構成の変化に伴い、粗利率の改善が見られました。

利益ベースについては、出店コストや人件費増加で販売費及び一般管理費は大きく膨らんで利益を圧迫しておりますが、開示いたしました業績予想の通りであります。当事業年度の出店計画の実施を前半に集中することで、後半の収益貢献を見込んでおります。2024年3月21日に、工具買取王国堺浜寺26号店（大阪府堺市）をフランチャイジーに転換したため、営業権譲渡益として特別利益に計上しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は1,706百万円（前年同期比7.5%増）、営業利益は129百万円（同5.5%減）、経常利益は137百万円（同4.7%減）、四半期純利益は109百万円（同18.2%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて250百万円増加し、3,269百万円となりました。これは、現金及び預金が66百万円、商品が151百万円増加したことなどによるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べて53百万円増加し、1,480百万円となりました。これは、有形固定資産が14百万円、投資その他の資産が39百万円増加したことなどによるものです。

この結果、総資産は前事業年度末に比べ303百万円増加し、4,750百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて135百万円減少し、831百万円となりました。これは、賞与引当金が14百万円増加した一方、1年内返済予定の長期借入金が23百万円、未払法人税等が28百万円減少したことなどによるものです。

固定負債は、前事業年度末に比べて366百万円増加し、1,094百万円となりました。これは、長期借入金が359百万円増加したことなどによるものです。

この結果、負債合計は前事業年度末に比べ231百万円増加し、1,926百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末と比べて72百万円増加し、2,824百万円となりました。これは、利益剰余金が配当金の支払により36百万円減少した一方、四半期純利益により109百万円増加したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,880,000
計	11,880,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2024年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年7月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,640,100	3,640,100	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,640,100	3,640,100		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年3月1日～ 2024年5月31日		3,640,100		49,004		291,591

(注) 2024年7月16日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式総数が23,950株、資本金及び資本準備金がそれぞれ9,759千円増加する予定であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2024年2月29日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2024年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,629,100	36,291	
単元未満株式	普通株式 3,200		
発行済株式総数	3,640,100		
総株主の議決権		36,291	

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が2株含まれております。

【自己株式等】

2024年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社買取王国	名古屋市港区 川西通5丁目12番地	7,800		7,800	0.21
計		7,800		7,800	0.21

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2024年3月1日から2024年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(2024年3月1日から2024年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、五十鈴監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項の規定により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性に乏しいものとして、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当第1四半期会計期間 (2024年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,265,000	1,331,980
売掛金	221,657	238,152
商品	1,426,913	1,578,307
その他	105,743	121,557
流動資産合計	3,019,315	3,269,997
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	179,173	185,844
土地	392,159	392,159
その他(純額)	105,834	113,805
有形固定資産合計	677,167	691,809
無形固定資産	26,583	25,754
投資その他の資産		
投資有価証券	250,000	250,000
関係会社株式	12,000	27,676
差入保証金	294,623	297,318
その他	167,179	188,268
投資その他の資産合計	723,803	763,262
固定資産合計	1,427,555	1,480,826
資産合計	4,446,870	4,750,824
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,413	23,500
1年内返済予定の長期借入金	413,308	389,636
未払法人税等	80,151	51,686
賞与引当金	18,088	32,426
ポイント引当金	22,324	25,246
契約負債	14,828	16,837
その他	400,874	292,437
流動負債合計	966,989	831,771
固定負債		
長期借入金	574,315	933,878
退職給付引当金	46,400	49,400
資産除去債務	91,635	95,336
その他	16,231	16,231
固定負債合計	728,582	1,094,847
負債合計	1,695,571	1,926,619
純資産の部		
株主資本		
資本金	49,004	49,004
資本剰余金	604,179	604,179
利益剰余金	2,098,224	2,171,130
自己株式	109	109
株主資本合計	2,751,299	2,824,205
純資産合計	2,751,299	2,824,205
負債純資産合計	4,446,870	4,750,824

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2023年3月1日 至2023年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自2024年3月1日 至2024年5月31日)
売上高	1,588,272	1,706,866
売上原価	739,401	770,349
売上総利益	848,870	936,517
販売費及び一般管理費	711,810	806,972
営業利益	137,059	129,545
営業外収益		
受取利息	1,320	1,925
受取手数料	3,111	3,453
設備賃貸収入	4,830	8,312
その他	2,738	3,143
営業外収益合計	12,001	16,834
営業外費用		
支払利息	629	874
設備賃貸原価	3,793	6,663
その他	112	1,166
営業外費用合計	4,535	8,704
経常利益	144,525	137,674
特別利益		
営業権譲渡益	-	23,525
特別利益合計	-	23,525
税引前四半期純利益	144,525	161,199
法人税等	52,101	51,970
四半期純利益	92,424	109,229

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

項目	当第1四半期累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
減価償却費	15,635千円	19,622千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 2月16日 取締役会	普通株式	利益剰余金	28,947	16	2023年 2月28日	2023年 5月26日

注) 当社は、2023年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施していましたが、上記1株当たり配当額は当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 4月19日 取締役会	普通株式	利益剰余金	36,322	10	2024年 2月29日	2024年 5月28日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

当社は、総合リユース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)

当社は、総合リユース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品目別販売実績

単位：千円

品目	前第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
ファッション	633,644	698,172
工具	298,128	326,545
ホビー	265,006	303,991
ブランド	180,968	188,160
トレカ	100,630	59,457
その他	109,894	130,540
合計	1,588,272	1,706,866

各品目の主な内容は以下のとおりです。

品目	主な内容
ファッション	一般衣料、靴、服飾雑貨品、腕時計等
工具	電動工具、エア工具、エンジン工具、油圧工具、ハンドツール等
ホビー	食玩、ジャパントイ(注)、各種フィギュア、プラモデル、ミニカー、モデルガン、楽器、スポーツ用品、釣具等
ブランド	ブランド商品(バッグ、時計を含む)、宝石、貴金属製品及び地金
トレカ	トレーディングカード等
その他	ゲームソフト、生活用品、携帯電話、家具、金券、酒、その他

(注) ジャパントイとは、日本のアニメキャラクター玩具や特撮ヒーロー玩具等、日本企画のおもちゃを総称したものであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は次のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
1株当たり四半期純利益	25円54銭	30円07銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	92,424	109,229
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	92,424	109,229
普通株式の期中平均株式数(株)	3,617,948	3,631,498

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2024年6月15日開催の取締役会により、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことを決議し、2024年7月16日に払込が完了する予定です。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年7月16日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 23,950株
(3) 発行価額	1株につき815円
(4) 発行総額	19,519,250円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役(1) 4名 5,000株 当社の従業員(2) 95名 18,950株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

- 1 監査等委員である取締役を除く。
- 2 一定の基準条件をクリアした従業員。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2018年4月13日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び一部従業員（以下「対象従業員」といい、総称して「対象取締役等」といいます。）に対する当社の企業価値向上のための持続的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2018年5月25日開催の第19期定時株主総会ならびに2023年5月25日開催の第24期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額22.5百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

(本制度の概要等)

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年15,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権と金銭債権の合計19,519,250円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式23,950株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、対象取締役に対する付与の譲渡制限期間を5年間としており、対象従業員に対する付与の譲渡制限期間を5年間と退職時両方ある設計に修正しました。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等99名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

<取締役を対象とする本割当契約>

(1) 譲渡制限期間 2024年7月16日～2029年7月16日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社の取締役の地位から任期満了又は定年その他正当な事由(ただし、死亡による退任の場合を除く)により退任した場合には、対象取締役の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任の場合は、対象取締役の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

譲渡制限の解除対象となる株式数

で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間(年単位。ただし、1年未満は切り捨てる)を5で除した数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を60で除した数を乗じた数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

<従業員を対象とする本割当契約>

(1) 譲渡制限期間 付与数の二分の一 2024年7月16日～2029年7月16日(譲渡制限期間A)

付与数の二分の一 2024年7月16日～退職時(定年退職時(再雇用の場合、再雇用契約満了時)、一般退職の場合は2044年7月16日以降の退職)(譲渡制限期間B)

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象従業員が退職した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間Aの途中に、当社の使用人の地位から退職した場合には、対象従業員の退職の直後の時点をもって、本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。譲渡制限期間Bの途中に、当社の使用人の地位から退職した場合には、対象従業員の退職日が2044年7月16日より前の日付なら、その直後の時点をもって、譲渡制限未解除の本割当株式の二分の一について、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の二分の一の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を60で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。当該時点において保有する本割当株式の残りの二分の一の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を240で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、割当予定先に支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産として行われるものです。その払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である815円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

2 【その他】

2024年4月19日開催の取締役会において、2024年2月29日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	36,322千円
1株当たりの金額	10円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2024年5月28日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年7月12日

株式会社買取王国
取締役会 御中

五十鈴監査法人
本部・津事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 中出 進也

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 岡根 良征

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社買取王国の2024年3月1日から2025年2月28日までの第26期事業年度の第1四半期会計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社買取王国の2024年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書に

において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。